

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																																																												
地震・津波災害対策編 P55 第2章 第5節 津波災害応急計画	<p align="center">第5節 津波災害応急計画</p> <p align="center">〔災対本部事務局、消防部、区本部、仙台管区气象台、宮城県警察本部〕</p> <p>本節では、津波発生時における人的被害を最小限にとどめるため、津波警報・注意報等の収集・伝達及び避難体制について定める。</p>	<p align="center">第5節 津波災害応急計画</p> <p align="center">〔災対本部事務局、消防部、区本部、仙台管区气象台、宮城県警察本部〕</p> <p>本節では、津波発生時における人的被害を最小限にとどめるため、津波警報等の収集・伝達及び避難体制について定める。</p>	表現の修正																																																												
地震・津波災害対策編 P56-59 第2章 第5節 津波災害応急計画	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区气象台〕</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度良く推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <p align="center">《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ（※）</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>（表記なし）</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ（※）		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区气象台〕</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度良く推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <p align="center">《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ（※）</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>（表記なし）</td> <td>海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ（※）		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	表現の修正
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ（※）		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																							
		数値での発表	定性的表現での発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																										
		5m<高さ≤10m	10m																																																												
		3m<高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																										
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ（※）		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																										
			数値での発表	定性的表現での発表																																																											
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																										
		5m<高さ≤10m	10m																																																												
		3m<高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																										
※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によ		※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によ																																																													

って潮位が上昇した高さをいう。

イ 略

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

(中略)

《最大波の観測値の発表内容》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

(中略)

《沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準》

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(全て数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

って潮位が上昇した高さをいう。

イ 略

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

(中略)

《最大波の観測値の発表内容》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

(中略)

イ 津波情報の留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

運用の変更

現在使用していないため削除

表現の修正

	<p>②～④ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 津波警報等の収集伝達 消防部は、仙台管区气象台、宮城県及び宮城県警察本部等から伝達される津波警報等を受信した場合は、次の伝達系統に基づき、関係する部、区本部及び市民に対し速やかに情報を伝達する。</p>	<p>②～④ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 遠地震に関する情報 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、遠地震に関する情報を発表する。この情報には地震の発生時刻、発生場所やその規模のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</p> <p>(5) 津波警報等の収集伝達 消防部は、仙台管区气象台、宮城県及び宮城県警察本部等から伝達される津波警報等を受信した場合は、次の伝達系統に基づき、関係する部、区本部及び市民に対し速やかに情報を伝達する。</p>	情報の追加																																																																								
<p>地震・津波 災害対策編 P66 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>1. 災害情報の収集・伝達 震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集 ア 各部及び区本部の情報収集 各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。</p> <table border="1" data-bbox="323 1274 1201 1798"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td>・地震・津波の情報、津波警報・注意報等</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被害情報</td> <td rowspan="2">人的被害 ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先</td> <td>死 行 方 不 明 者</td> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>負 傷 者</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建 物 被 害 ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地</td> <td>住 家 ・ 非 住 家</td> <td>財 政 部</td> </tr> <tr> <td>事 業 所</td> <td>区 本 部 経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公共施設被害 ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況</td> <td>福 祉 施 設</td> <td>健康福祉部 子供未来部</td> </tr> <tr> <td>清 掃 施 設</td> <td>環 境 部</td> </tr> <tr> <td>教 育 施 設</td> <td>教 育 部</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 施 設</td> <td>所 管 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木施設被害 ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所</td> <td>道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>河 川</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業関係被害 ・被害箇所と被害程度</td> <td>農 水 産 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>林 業 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部	被害情報	人的被害 ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先	死 行 方 不 明 者	区 本 部	負 傷 者	消 防 部	建 物 被 害 ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部	事 業 所	区 本 部 経 済 部	公共施設被害 ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部	清 掃 施 設	環 境 部	教 育 施 設	教 育 部	そ の 他 の 施 設	所 管 部	土木施設被害 ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	河 川	建 設 部	農業関係被害 ・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	林 業 関 係	経 済 部	<p>1. 災害情報の収集・伝達 震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集 ア 各部及び区本部の情報収集 各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。</p> <table border="1" data-bbox="1509 1274 2387 1798"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td>・地震・津波の情報、津波警報・注意報等</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被害情報</td> <td rowspan="2">人的被害 ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先</td> <td>死 行 方 不 明 者</td> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>負 傷 者</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建 物 被 害 ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地</td> <td>住 家 ・ 非 住 家</td> <td>財 政 部</td> </tr> <tr> <td>事 業 所</td> <td>区 本 部 経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公共施設被害 ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況</td> <td>福 祉 施 設</td> <td>健康福祉部 子供未来部</td> </tr> <tr> <td>清 掃 施 設</td> <td>環 境 部</td> </tr> <tr> <td>教 育 施 設</td> <td>教 育 部</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 施 設</td> <td>所 管 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木施設被害 ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所</td> <td>道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>河 川</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産業関係被害 ・被害箇所と被害程度</td> <td>農 水 産 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>林 業 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部	被害情報	人的被害 ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先	死 行 方 不 明 者	区 本 部	負 傷 者	消 防 部	建 物 被 害 ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部	事 業 所	区 本 部 経 済 部	公共施設被害 ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部	清 掃 施 設	環 境 部	教 育 施 設	教 育 部	そ の 他 の 施 設	所 管 部	土木施設被害 ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	河 川	建 設 部	農林水産業関係被害 ・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	林 業 関 係	経 済 部	表現の修正
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																									
防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部																																																																									
被害情報	人的被害 ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先	死 行 方 不 明 者	区 本 部																																																																								
		負 傷 者	消 防 部																																																																								
	建 物 被 害 ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部																																																																								
		事 業 所	区 本 部 経 済 部																																																																								
	公共施設被害 ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部																																																																								
		清 掃 施 設	環 境 部																																																																								
教 育 施 設		教 育 部																																																																									
そ の 他 の 施 設		所 管 部																																																																									
土木施設被害 ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部																																																																									
	河 川	建 設 部																																																																									
農業関係被害 ・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部																																																																									
	林 業 関 係	経 済 部																																																																									
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																									
防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部																																																																									
被害情報	人的被害 ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先	死 行 方 不 明 者	区 本 部																																																																								
		負 傷 者	消 防 部																																																																								
	建 物 被 害 ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部																																																																								
		事 業 所	区 本 部 経 済 部																																																																								
	公共施設被害 ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部																																																																								
		清 掃 施 設	環 境 部																																																																								
教 育 施 設		教 育 部																																																																									
そ の 他 の 施 設		所 管 部																																																																									
土木施設被害 ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部																																																																									
	河 川	建 設 部																																																																									
農林水産業関係被害 ・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部																																																																									
	林 業 関 係	経 済 部																																																																									

	ライフライン情報	・被害箇所と被害程度	下水道関係	建設部	ライフライン情報	・被害箇所と被害程度	下水道関係	建設部
		・応急措置等の対応状況	水道関係	水道部		・応急措置等の対応状況	水道関係	水道部
		・ガス供給停止状況	交通関係	交通部		・ガス供給停止状況	交通関係	交通部
		・断水状況	ガス関係	ガス部		・断水状況	ガス関係	ガス部
・交通機関の運行状況								
<p>地震・津波災害対策編 P71</p> <p>第2章</p> <p>第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>3. 非常通信の活用（被害が甚大である場合）</p> <p>電気通信設備の被災により、通信が途絶するなどしたために、上記の通信方法が使用できない場合には、以下により代替通信手段を確保し、最低限の通信体制の維持に努める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常時の通信の確保</p> <p>① 略</p> <p>② 通信機器の確保</p> <p>通信手段確保のために利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。</p> <p>③ 略</p>	<p>3. 非常通信の活用（被害が甚大である場合）</p> <p>電気通信設備の被災により、通信が途絶するなどしたために、上記の通信方法が使用できない場合には、以下により代替通信手段を確保し、最低限の通信体制の維持に努める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常時の通信の確保</p> <p>① 略</p> <p>② 通信機器の確保</p> <p>通信手段確保のために利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。</p> <p><u>また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。</u></p> <p>③ 略</p>	記述の追加					
<p>地震・津波災害対策編 P89</p> <p>第2章</p> <p>第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p>6. 後方医療体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 後方医療施設による治療</p> <p>仙台市立病院など災害拠点病院は、災害発生後速やかに診療体制を整え、搬送される負傷者の治療に対応する。</p> <p>※ 仙台市立病院の対応方針</p> <p>救命救急センターを中心に重症者を積極的に受け入れ治療するほか、可能な限り一般外来も開設し、できるだけ多くの医療需要に応える。また、症状の安定した入院患者を他の医療機関に転送するなどして、重症者受入れのための病床確保に努める。</p> <p>(4) 略</p>	<p>6. 後方医療体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 後方医療施設による治療</p> <p>仙台市立病院など災害拠点病院は、災害発生後速やかに診療体制を整え、搬送される負傷者の治療に対応する。</p> <p>※ 仙台市立病院の対応方針</p> <p>救命救急センターを中心に重症者を積極的に受け入れ治療するほか、<u>多数の傷病者が発生した場合には患者のトリアージを実施し、重症度に応じた適切な医療の提供に努める。</u>また、症状の安定した入院患者を他の医療機関に転送するなどして、重症者受入れのための病床確保に努める。</p> <p>(4) 略</p>	トリアージ及び患者の重症度に応じた診療を実施することを規定					
<p>地震・津波災害対策編 P132-133</p> <p>第2章</p> <p>第17節 二次災害の防止</p>	<p>6. 公共土木施設等の点検及び応急措置 【経済部、都市整備部、建設部】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公園・緑地</p> <p>災害が発生した場合は、パトロール等により公園・緑地の被害状況を速やかに把握し、避難地や物品保管場所の安全確保を図るため、広場、運動場その他公園施設の保全を行うほか、これらに通じる道路の街路樹についても安全策を講ずる。</p> <p>ア 点検・情報収集</p> <p>建設部及び区本部建設班により一次避難地・広域避難地を最優先としそ市域全域について調査、点検を行う。</p> <p>イ 応急措置</p> <p>パトロール等の調査、点検や市民からの通報なども含め建設部にて被害状況をまとめ、災对本部に報告するとともに、総合対策の立案と調整を行う。被災箇所については、区本部建設班が現場に急行し状況把握の上、危険箇所は防護柵など</p>	<p>6. 公共土木施設等の点検及び応急措置 【経済部、都市整備部、建設部】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公園・緑地</p> <p>災害が発生した場合は、パトロール等により公園・緑地の被害状況を速やかに把握し、避難地や物品保管場所の安全確保を図るため、広場、運動場その他公園施設の保全を行うほか、これらに通じる道路の街路樹についても安全策を講ずる。</p> <p>ア 点検・情報収集</p> <p>建設部及び区本部建設班により広域避難場所等避難地となる公園緑地を最優先としながら、市域全域について調査、点検を行う。</p> <p>イ 応急措置</p> <p>パトロール等の調査、点検や市民からの通報なども含め建設部にて被害状況をまとめ、災对本部に報告するとともに、総合対策の立案と調整を行う。被災箇所については、区本部建設班が現場に急行し状況把握の上、<u>安全上必要な緊急な措</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>					

	<p>を併い、建設部及び区本部に報告するとともに、必要に応じて所轄警察署に通報する。</p> <p>ウ 応急復旧 被災箇所については、建設部及び区本部建設班が応急復旧を実施する。その場合、避難地を最優先に行い、その後、応急仮設住宅用地や物品保管場所用地を行う。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 農業用施設 経済部は、パトロール等により被害状況を速やかに把握し、土地改良区等関係機関と連絡・連携して応急措置を行う。</p> <p>(6) 略</p>	<p>置を講じ、建設部及び区本部に報告するとともに、必要に応じて所轄警察署に通報する。</p> <p>ウ 応急復旧 被災箇所については、建設部及び区本部建設班が応急復旧を実施する。その場合、避難地を最優先に行い、その後、応急仮設住宅用地や物品保管場所用地を行う。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 農業用施設 農業用ダム及びため池については「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）」に基づき迅速な点検及び必要な措置を行う。</p> <p>(6) 略</p>	<p>表現の修正</p>																																				
<p>地震・津波 災害対策編 P188 第2章 第33節 住 宅応急対策 計画</p>	<p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針 【財政部、健康福祉部、都市整備部】 応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅：宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針 【財政部、健康福祉部、都市整備部】 応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅：民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>宮城県からの権限委任がある場合とない場合に記載を書き分け</p>																																				
<p>地震・津波 災害対策編 P189 第2章 第33節 住 宅応急対策 計画</p>	<p>3. 借上げ民間賃貸住宅 【総務部、健康福祉部】 宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</p>	<p>3. 借上げ民間賃貸住宅 【総務部、健康福祉部】</p> <p>(1) <u>宮城県からの委任がある場合</u> 仙台市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</p> <p>(2) <u>宮城県からの委任がない場合</u> 宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。 受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</p>	<p>宮城県からの権限委任がある場合とない場合に記載を書き分け</p>																																				
<p>地震・津波 災害対策編 P196 第2章 第34節 農 林水産業対 策計画</p>	<p>2. 農業対策 農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。 特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、次のため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="503 1570 1246 1781"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛子ダム(月山池)</td> <td rowspan="6">経済局農林土木課</td> <td>銅谷</td> <td rowspan="6">経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>斉勝沼</td> <td>将監</td> </tr> <tr> <td>芦見堤</td> <td>松森調整池</td> </tr> <tr> <td>白木堤</td> <td>寿連原</td> </tr> <tr> <td>夫沼</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理主体	施設名	管理主体	愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	銅谷	経済局農林土木課	斉勝沼	将監	芦見堤	松森調整池	白木堤	寿連原	夫沼				<p>2. 農業対策 農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。 特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、次のため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1692 1570 2435 1781"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛子ダム(月山池)</td> <td rowspan="6">経済局農林土木課</td> <td>寿連原</td> <td rowspan="6">経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>斉勝沼</td> <td>住吉台第5号調整池</td> </tr> <tr> <td>白木堤</td> <td>新釜の沢</td> </tr> <tr> <td>銅谷</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将監</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理主体	施設名	管理主体	愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	寿連原	経済局農林土木課	斉勝沼	住吉台第5号調整池	白木堤	新釜の沢	銅谷		将監				<p>防災重点ため池に関する記載を反映</p>
施設名	管理主体	施設名	管理主体																																				
愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	銅谷	経済局農林土木課																																				
斉勝沼		将監																																					
芦見堤		松森調整池																																					
白木堤		寿連原																																					
夫沼																																							
施設名	管理主体	施設名	管理主体																																				
愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	寿連原	経済局農林土木課																																				
斉勝沼		住吉台第5号調整池																																					
白木堤		新釜の沢																																					
銅谷																																							
将監																																							

	<p>※愛子ダムは、震度4以上、その他は震度5以上で宮城県河川課に被害状況を報告。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>※愛子ダムは、震度4以上、その他は震度5以上で宮城県河川課に被害状況を報告。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	
<p>地震・津波 災害対策編 P212 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画</p>	<p>4. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）〔危機管理室、まちづくり政策部〕</p> <p>災害対策基本法第90条の3及び第90条の4の規定により、災害による被災者の総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した「被災者台帳」を作成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者台帳の活用方法</p> <p>被災者台帳の基盤となる情報システムはまちづくり政策部が整備した上で、区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</p>	<p>4. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）〔危機管理室、まちづくり政策部〕</p> <p>災害対策基本法第90条の3及び第90条の4の規定により、災害による被災者の総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した「被災者台帳」を作成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者台帳の活用</p> <p><u>区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</u></p> <p>特に被害が甚大であり、被災者支援基礎情報システムの稼働が必要と認められる場合には、まちづくり政策部が当該システムを稼働させ、区本部及び各部において情報を登録し、被災者の各種支援に活用する。</p>	<p>システムの整備完了に伴う修正</p>